一般財団法人摂津市施設管理公社定款

認可　平成２５年３月１９日
施行　平成２５年４月　１日

第１章　総　則

（名　称）
第１条　この法人は、一般財団法人摂津市施設管理公社と称する。
（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を大阪府摂津市に置く。

第２章　目的及び事業

（目　的）
第３条　この法人は、摂津市と密接な連携を保ち、市が設置する公の施設等の市の財産（以下「施設」という。）の効率的な管理運営及び市民文化の向上と市民の相互交流の増進、並びに協働の取組の拡大を図るための事業を行い、施設の設置目的の効果的な達成と施設の利用の拡大を図り、もって市民の福祉増進に寄与することを目的とする。
（事　業）
第４条　この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
（１）市民文化の向上と市民の相互交流の増進を図るための文化講座、講演会、コンサート等の開催に関する事業
（２）市民、事業者、行政による協働の取組に関する事業
（３）施設の管理運営に関する事業
（４）施設の使用料の徴収又は収納の受託に関する事業
（５）その他前各号に付帯する事業及び公社の目的を達成するために必要な事業
２　前項の各号に掲げる事業は、摂津市において行うものとする。

第３章　資産及び会計

（基本財産）

第５条　この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

２　基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

（事業年度）

第６条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第７条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）

第８条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書

（３）貸借対照表

（４）損益計算書（正味財産増減計算書）

（５）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号及び第４号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に５年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第４章　評議員

（評議員の定数）

第９条　この法人に評議員６名以上１０名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第１０条　評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

２　評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

（１）各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の三分の一を超えないものであること。

イ　当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族

ロ　当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ　当該評議員の使用人

ニ　ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ　ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ　ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

（２）他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからハに該当する評議員の合計数が評議員の総数の三分の一を超えないものであること。

イ　理事

ロ　使用人

ハ　当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

３　評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

（評議員の任期）

第１１条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、

退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3　評議員は、第９条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第１２条　評議員に対して各年度の総額が３００，０００円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第５章　評議員会

（構　成）

第１３条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権　限）

第１４条　評議員会は、次の事項について決議する。

（１）理事及び監事の選任又は解任

（２）理事及び監事の報酬等の額

（３）評議員に対する報酬等の支給の基準

（４）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

（５）定款の変更

（６）残余財産の処分

（７）基本財産の処分又は除外の承認

（８）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開　催）

第１５条　評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後３カ月以内に１回開催するほか、必要に応じて臨時評議員会を開催する。

（招　集）

第１６条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決　議）

第１７条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）監事の解任

（２）評議員に対する報酬等の支給の基準

（３）定款の変更

（４）基本財産の処分又は除外の承認

（５）その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第２２条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（決議の省略）

第１８条　理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第１９条　理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第２０条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　評議員会において議長を務めた評議員及び署名評議員として選定された評議員１名は、前項の議事録に記名押印する。

（委　任）

第２１条　この章に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、

評議員会において定める評議員会規則で定める。

第６章　役　員

（役員の設置）

第２２条　この法人に、次の役員を置く。

（１）理事　６名以上１０名以内

（２）監事　２名以内

２　理事のうち１名を理事長とする。

３　前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

（役員の選任）

第２３条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

３　理事会は、その決議によって、業務執行理事として副理事長、専務理事及び常務理事を選定することができる。

（理事の職務及び権限）

第２４条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

３　理事長は、毎事業年度に４カ月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第２５条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第２６条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに

関する定時評議員会の終結の時までとする。

3　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4　理事又は監事は、第２２条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第２７条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第２８条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第７章　理事会

（構　成）

第２９条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権　限）

第３０条　理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

（１）この法人の業務執行の決定

（２）理事の職務の執行の監督

（３）理事長の選定及び解職

（４）副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

（招　集）

第３１条　理事会は、理事長が招集する。

2　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決　議）

第３２条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除

く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）

第３３条　理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

（報告の省略）

第３４条　理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

２　前項の規定は、第２４条第３項の規定による報告には適用しない。

（議事録）

第３５条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　理事会において議長を務めた理事及び署名理事として選定された理事１名並びに出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

（委　任）

第３６条　この章に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、理事会において定める理事会規則で定める。

第８章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第３７条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

２　前項の規定は、この定款の第３条、第４条及び第１０条についても適用する。

（解　散）

第３８条　この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（残余財産の帰属）

第３９条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５

条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

２　この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）

第４０条　この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第１０章　事務局

（設置等）

第４１条　この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

２　事務局には、事務局長及び職員を置く。

３　事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

４　事務局の職員は、理事長が任免する。

５　事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附　則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第１項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

２　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第６条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

３　この法人の最初の理事長は羽原修とする。

4　この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

馬場宏

阪田雅克

太田堯子

廣橋康雄

小島久子

福永冨美子

登坂弘

吉田和生

水田和男

附　則

（施行期日）

この定款は、平成２６年８月１日から施行する。

別表第１　基本財産（第５条関係）

財産種別	場所・物量等
定期預金	100,000,000 円

評　議　員　名　簿

（平成２８年６月８日現在）

評 議 員	馬　場　　宏
評 議 員	阪 田　雅 克
評 議 員	乾　　禮　子
評 議 員	小 島　久 子
評 議 員	岡 本　英 樹
評 議 員	堤　　守
評 議 員	山　口　　繁
評 議 員	宮 部　善 隆

役　員　名　簿

（平成２８年６月８日現在）

理 事 長	有　山　　泉
理　　事	吉岡　二三男
理　　事	上村　ひで子
理　　事	山 田　栄 治
理　　事	岡 本　博 人
理　　事	杉 本　正 彦
理　　事	登　阪　　弘
監　　事	野 口　潤 一
監　　事	牛 渡　長 子

平成27年度 一般財団法人摂津市施設管理公社 事業状況報告書

平成２７年度の一般財団法人摂津市施設管理公社の事業状況報告は次のとおりである。

１．事業の概要

一般財団法人摂津市施設管理公社は、摂津市における公の施設の利用の確保や情報提供の拡充、自主事業の実施による市民文化・教養の向上と市民活動の育成の推進など、施設の総合的な管理運営と行政サービスの向上、市民福祉の増進に寄与することを目的とし、摂津市の公の施設の指定管理業務及び摂津市からの受託事業として次の事業を実施した。

（１）摂津市民文化ホール（いきいきプラザを含む）の管理業務及び事業運営等の指定管理業務。

（２）摂津市立コミュニティプラザの管理業務及び事業運営等の指定管理業務。

（３）摂津市役所南千里丘別館の管理業務。

（４）摂津音楽祭の開催業務。

（５）摂津市立葬儀会館及び摂津市斎場の指定管理業務。

２．主な事業の内容

（１）摂津市民文化ホールの指定管理業務及び事業実施状況

①施設の利用状況

施　設　名	申　込　件　数	利　用　者　数	備　　考
市民文化ホール	３，３３８件	７２，３２７人	いきいきﾌﾟﾗｻﾞ内会議室を含む。

②文化ホール事業

・八代亜紀 ハートフルコンサート２０１５、上田正樹 ＬＩＶＥ ２０１５、トイ・マジック・オーケストラ、ゴンチチ ＬＩＶＥ ２０１５、鼓童 ワン・アース・ツアー２０１５～永遠～、南千里丘 Rock Museum 2015、桂雀喜の落語会「ジャッキー７」及び吉例せっつ寄席

③市民対象事業

・第３０回摂津市囲碁将棋大会、第３０回市民カラオケ大会、文化ホール老人同好会文化祭及び南千里丘夕涼み会（南千里丘夕涼み会は、雨天のため模擬店のみ実施。）

・摂津いきいき塾　相羽秋夫の笑待席「落語を１０００倍楽しむ法」、日本舞踊体験教室及び囲碁入門講座

・文化ホール老人同好会１５団体の育成事業

（２）摂津市立コミュニティプラザの指定管理業務及び事業実施状況

①施設の利用状況

施　設　名	申　込　件　数	利　用　者　数	備　　考
コミュニティプラザ	１１，１９８件	１３３，７３９人	

②コミュニティプラザ運営事業

・コミュニティプラザ５周年イベント「ＧＯ！ＧＯ！コミプラ５周年フェス」

・ロビーコンサート　「プチ Summer LIVE」～丘ロック番外編～、「アートギャラリーコンサート」、「バレンタインコンサート」～丘ロック番外編～

・そうだ！わたしもできる～やってみたら簡単だった！料理教室

・南千里丘クリスマスバル（協賛事業）

（３）第３０回摂津音楽祭の運営事業

・予選１０月２日・４日・５日、本選１１月１５日

（４）摂津市立葬儀会館の指定管理業務

施　設　名	申　込　件　数	利　用　者　数	備　　考
葬　儀　会　館	２６５件	３４，８５６人	

平成27年度 一般財団法人摂津市施設管理公社 貸借対照表

平成２８年　３月３１日現在

(単位：円)

科目	当年度決算額	前年度決算額	増減	科目	当年度決算額	前年度決算額	増減
［資産の部］				［負債の部］			
流動資産				流動負債			
現金預金	63,137,288	77,959,444	△ 14,822,156	未払金	14,558,817	27,745,911	△ 13,187,094
未収金	6,695,790	6,871,402	△ 175,612	預り金	29,227,083	31,522,048	△ 2,294,965
貯蔵品	21,618	22,810	△ 1,192	流動負債合計	43,785,900	59,267,959	△ 15,482,059
前払金	352,193	208,896	143,297	負債合計	43,785,900	59,267,959	△ 15,482,059
流動資産合計	70,206,889	85,062,552	△ 14,855,663				
固定資産							
基本財産							
基本財産預金	100,000,000	100,000,000	0				
基本財産合計	100,000,000	100,000,000	0				
特定資産				［正味財産の部］			
運用財産預金	10,000,000	10,000,000	0	指定正味財産			
特定資産合計	10,000,000	10,000,000	0	地方公共団体補助金等	110,000,000	110,000,000	0
その他の固定資産				指定正味財産合計	110,000,000	110,000,000	0)
車両運搬具	866,000	866,000	0	（うち基本財産への充当額）	(100,000,000)	(100,000,000)	(0)
減価償却累計額	△ 865,999	△ 865,999	0	（うち特定資産への充当額）	(10,000,000)	(10,000,000)	(0)
その他の固定資産合計	1	1	0	一般正味財産	26,420,990	25,794,594	626,396
固定資産合計	110,000,001	110,000,001	0	正味財産合計	136,420,990	135,794,594	626,396
資産合計	180,206,890	195,062,553	△ 14,855,663	負債及び正味財産合計	180,206,890	195,062,553	△ 14,855,663

平成27年度 一般財団法人摂津市施設管理公社 正味財産増減計算書

自　平成２７年　４月　１日
至　平成２８年　３月３１日

（単位：円）

科　　目	当年度決算額	前年度決算額	増　　減	備　　考
Ⅰ．一般正味財産増減の部				
１．経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	25,949	26,000	△ 51	
基本財産利息	25,949	26,000	△ 51	
事業収益	361,286,722	364,104,101	△ 2,817,379	
市民文化ホール等管理事業収益	150,805,000	152,019,000	△ 1,214,000	
コミュニティプラザ管理事業収益	114,485,000	115,273,000	△ 788,000	
南千里丘別館管理事業収益	6,674,722	6,850,101	△ 175,379	
摂津音楽祭開催事業収益	6,622,000	6,622,000	0	
葬儀会館等管理事業収益	82,700,000	83,340,000	△ 640,000	
受取補助金等	0	2,062,992	△ 2,062,992	
受取地方公共団体補助金等	0	2,062,992	△ 2,062,992	
雑収益	94,087	1,035,871	△ 941,784	
受取利息	2,501	2,500	1	
雑収益	91,586	1,033,371	△ 941,785	
経常収益計	361,406,758	367,228,964	△ 5,822,206	

（単位：円）

科目	当年度決算額	前年度決算額	増減	備考
(2) 経常費用				
事業費	**349,821,234**	**352,281,571**	**△ 2,460,337**	
市民文化ホール等管理事業費	145,740,000	146,879,000	△ 1,139,000	
コミュニティプラザ管理事業費	111,000,000	111,679,000	△ 679,000	
南千里丘別館管理事業費	6,548,234	6,586,571	△ 38,337	
摂津音楽祭開催事業費	6,367,000	6,367,000	0	
葬儀会館等管理事業費	80,166,000	80,770,000	△ 604,000	
管理費	**10,959,128**	**12,387,282**	**△ 1,428,154**	
総務管理費	10,959,128	12,387,282	△ 1,428,154	
役員報酬	3,742,620	3,501,000	241,620	
給料手当	81,540	2,062,992	△ 1,981,452	
臨時雇賃金	1,521,270	1,213,470	307,800	
法定福利費	721,447	529,943	191,504	
福利厚生費	250,843	263,576	△ 12,733	
会議費	12,540	10,585	1,955	
旅費交通費	13,910	10,680	3,230	
通信運搬費	100,973	74,600	26,373	
交際費	62,540	51,520	11,020	
什器備品費	6,210	287,280	△ 281,070	
消耗品費	666,617	283,627	382,990	
修繕費	163,348	35,262	128,086	
印刷製本費	18,900	15,120	3,780	
燃料費	70,642	78,005	△ 7,363	
賃借料	416,024	415,824	200	
保険料	245,650	244,070	1,580	

（単位：円）

科目	当年度決算額	前年度決算額	増減	備考
租税公課	561,371	898,002	△ 336,631	
補助金負担金	735,280	537,080	198,200	
委託費	97,200	127,200	△ 30,000	
食糧費	110,000	0	110,000	
支払手数料	760,660	863,748	△ 103,088	
減価償却費	0	180,416	△ 180,416	
精算返還金	599,543	703,282	△ 103,739	
経常費用計	360,780,362	364,668,853	△ 3,888,491	
当期経常増減額	626,396	2,560,111	△ 1,933,715	
2．経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	626,396	2,560,111	△ 1,933,715	
一般正味財産期首残高	25,794,594	23,234,483	2,560,111	
一般正味財産期末残高	26,420,990	25,794,594	626,396	
Ⅱ．指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	110,000,000	110,000,000	0	
指定正味財産期末残高	110,000,000	110,000,000	0	
Ⅲ．正味財産期末残高	136,420,990	135,794,594	626,396	

財務諸表に対する注記

①重要な会計方針

（ア）固定資産の減価償却の方法

定額法を採用している。

（イ）リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

（ウ）消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

②基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

（単位：円）

科　　目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
基本財産預金	100，000，000	－	－	100，000，000
特定資産				
運用財産預金	10，000，000	－	－	10，000，000

③基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

（単位：円）

科　　目	当　期　末　残　高	（うち指定正味財産からの充当額）	（うち一般正味財産からの充当額）	（うち負債に対応する額）
基本財産				
基本財産預金	１００，０００，０００	（１００，０００，０００）	－	－
特定資産				
運用財産預金	１０，０００，０００	（　１０，０００，０００）	－	－

④補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

（単位：円）

補助金等の名　　称	交付者	前　期　末　残　高	当期増加額	当期減少額	当　期　末　残　高	貸借対照表上の記載区分
設立出捐金	摂津市	１１０,０００,０００	－	－	１１０,０００,０００	指定正味財産

平成27年度 一般財団法人摂津市施設管理公社 財産目録

平成２８年　３月３１日現在

（単位：円）

科目	金額		科目	金額	
Ⅰ．資産の部			Ⅱ．負債の部		
１．流動資産			１．流動負債		
（１）現金預金		63,137,288	（１）未払金		14,558,817
現金（事務運用資産）	245,000		給料手当等	900,736	
普通預金	62,892,288		法定福利費	831,163	
近畿大阪銀行 千里丘駅前支店	62,892,288		修繕費	465,372	
			光熱水費・燃料費	2,860,371	
（２）未収金		6,695,790	租税公課	1,965,600	
基本財産未収利息	19,183		委託費	7,079,238	
運用財産未収利息	1,885		その他諸口	456,337	
事業収入未収金	6,674,722				
			（２）預り金		29,227,083
（３）貯蔵品		21,618	指定管理料等精算返還金	28,685,259	
切手	21,618		所得税預り金	164,504	
			諸謝金源泉税預り金	5,105	
			住民税預り金	321,100	
（４）前払金		352,193	健康保険料預り金	19,827	
労働保険料	338,193		厚生年金保険料預り金	31,288	
摂津市ﾊﾟｰﾄﾀｲﾏｰ等退職金共済掛金	14,000				
			流動負債合計		43,785,900
流動資産合計		70,206,889	負債合計		43,785,900

（単位：円）

科目	金額		科目	金額	
2．固定資産					
（1）基本財産		100,000,000			
基本財産預金	100,000,000				
りそな銀行 千里丘支店	10,000,000				
三菱東京ＵＦＪ銀行 茨木支店	10,000,000				
三井住友銀行 茨木支店	10,000,000				
みずほ銀行 茨木支店	10,000,000				
池田泉州銀行 摂津支店	10,000,000				
関西アーバン銀行 鳥飼支店	10,000,000				
京都銀行 摂津支店	10,000,000				
北おおさか信用金庫 千里丘支店	10,000,000				
尼崎信用金庫 摂津支店	10,000,000				
北大阪農業協同組合 中支店	10,000,000				
（2）特定資産		10,000,000			
運用財産預金	10,000,000				
近畿大阪銀行 千里丘駅前支店	10,000,000				
（3）その他の固定資産		1			
車両運搬具	866,000				
減価償却累計額	△ 865,999				
固定資産合計		110,000,001	正味財産		136,420,990
資産合計		180,206,890	負債及び正味財産合計		180,206,890

平成27年度 一般財団法人摂津施設管理公社 収支計算書

自　平成２７年　４月　１日
至　平成２８年　３月３１日

（単位：円）

科　　目	当初予算額	流用(補正)額	現計予算額	決　算　額	差　異	備　考
Ⅰ．事業活動収支の部						
ⅰ．事業活動収入						
１．基本財産運用収入	25,000	0	25,000	25,949	△ 949	
基本財産利息収入	25,000	0	25,000	25,949	△ 949	
２．事　業　収　入	363,009,000	0	363,009,000	361,286,722	1,722,278	
市民文化ホール等管理事業収入	150,805,000	0	150,805,000	150,805,000	0	
コミュニティプラザ管理事業収入	114,485,000	0	114,485,000	114,485,000	0	
南千里丘別館管理事業収入	8,397,000	0	8,397,000	6,674,722	1,722,278	
摂津音楽祭開催事業収入	6,622,000	0	6,622,000	6,622,000	0	
葬儀会館等管理事業収入	82,700,000	0	82,700,000	82,700,000	0	
３．雑　収　入	3,000	0	3,000	94,087	△ 91,087	
受取利息収入	2,000	0	2,000	2,501	△ 501	
雑　収　入	1,000	0	1,000	91,586	△ 90,586	
事業活動収入計	363,037,000	0	363,037,000	361,406,758	1,630,242	

（単位：円）

科　　目	当初予算額	流用(補正)額	現計予算額	決　算　額	差　　異	備　　考
ⅱ．事業活動支出						
1．事　業　費　支　出	351,483,000	0	351,483,000	349,821,234	1,661,766	
市民文化ホール等管理事業費支出	145,740,000	0	145,740,000	145,740,000	0	
コミュニティプラザ管理事業費支出	111,000,000	0	111,000,000	111,000,000	0	
南千里丘別館管理事業費支出	8,210,000	0	8,210,000	6,548,234	1,661,766	
摂津音楽祭開催事業費支出	6,367,000	0	6,367,000	6,367,000	0	
葬儀会館等管理事業費支出	80,166,000	0	80,166,000	80,166,000	0	
2．管　理　費　支　出	15,053,000	0	15,053,000	10,959,128	4,093,872	
総務管理費支出	15,053,000	0	15,053,000	10,959,128	4,093,872	
事業活動支出計	366,536,000	0	366,536,000	360,780,362	5,755,638	
事業活動収支差額	△ 3,499,000	0	△ 3,499,000	626,396	△ 4,125,396	
当期収支差額	△ 3,499,000	0	△ 3,499,000	626,396	△ 4,125,396	
前期繰越収支差額	3,499,000	22,296,000	25,795,000	25,794,593	407	
次期繰越収支差額	0	22,296,000	22,296,000	26,420,989	△ 4,124,989	

注）「差異」の欄におけるマイナス（△）表示は、予算額を決算額が上回ったことを示す。

収支計算書に対する注記

1．資金の範囲

資金の範囲には、現金預金、未収金、貯蔵品、前払金、未払金及び預り金を含めている。

なお、前期末及び当期末残高は、下記２．に記載するとおりである。

2．次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

（単位：円）

科　目	前期末残高	当期末残高	科　目	前期末残高	当期末残高
現金預金	77,959,444	63,137,288	未払金	27,745,911	14,558,817
未収金	6,871,402	6,695,790	預り金	31,522,048	29,227,083
貯蔵品	22,810	21,618			
前払金	208,896	352,193	次期繰越収支差額	25,794,593	26,420,989
合　計	85,062,552	70,206,889	合　計	85,062,552	70,206,889

平成28年度　一般財団法人摂津市施設管理公社 事業計画書

平成２８年度の一般財団法人摂津市施設管理公社の事業計画は次に定めるとおりとする。

○事業概要

（１）摂津市民文化ホール（いきいきプラザを含む。）の管理業務及び事業運営等の指定管理業務を行う。
（２）摂津市立コミュニティプラザの管理業務及び事業運営等の指定管理業務を行う。
（３）摂津市役所南千里丘別館の管理業務を行う。
（４）摂津市立別府コミュニティセンターの開館準備業務及び指定管理業務を行う。
（５）摂津市市制施行５０周年記念特別コンサートの開催業務を行う。
（６）摂津市立葬儀会館及び摂津市斎場の指定管理業務を行う。

○管理事業

（１）摂津市民文化ホール（いきいきプラザを含む。）、摂津市立コミュニティプラザ、摂津市立別府コミュニティセンター、摂津市立葬儀会館、摂津市斎場の指定管理者として、次に掲げる業務を行う。
①施設の使用申請の受付及び許可に関すること。
②施設使用料等の収納及び還付に関すること。
③施設の維持管理に関すること。
④その他、指定管理者の管理運営に関する基本協定に基づく業務に関すること。
（２）摂津市役所南千里丘別館の管理業務委託を請け、次に掲げる業務を行う。
①施設の維持管理に関すること。
②施設の各事業所の連絡調整に関すること。
③その他、管理業務委託契約に基づく業務に関すること。

○運営事業

（１）市民文化ホール（いきいきプラザを含む。）運営事業
①文化ホール事業　　平成２８年１１月に摂津市が市制施行５０周年を迎えることから、市民文化ホールの指定管理者として以下の事業

を実施し、本市への愛着と賑わいを創造すると共に、市民文化の向上と市民の相互交流の増進、並びに協働の取組の拡大を図る。

11月	市民文化ﾎｰﾙﾘﾆｭｰｱﾙｵｰﾌﾟﾝ記念 シークレットライブ	11月	タカラヅカ・ノスタルジック コンサート in 摂津	12月	第30回 リトルカメリア 推薦コンサート
29年 3月	摂津市市制50周年記念事業 天童よしみコンサート				

また、いきいきプラザにおいても落語家「桂雀喜」さんとの共催事業「ジャッキー７（開催月：４月・６月・８月・１０月・１２月・平成２９年２月)」と「吉例 せっつ寄席（開催月：７月・９月・平成２９年１月・３月)」の落語会を実施する。その他に「文化ホール友の会」のより一層の充実を図る等、市民文化ホールを文化の発信基地として、市民文化の向上と充実を期す。

②市民対象事業　いきいきプラザで「摂津いきいき塾」として「相羽秋夫の笑待席（６月～７月)」、「囲碁入門教室（７月～９月)」、「日本舞踊教室（８月)」及び「初級囲碁講座（１０月～１２月)」を実施すると共に老人同好会を育成し、市民文化ホールで「第３１回摂津市民カラオケ大会（平成２９年２月)」及び「老人同好会文化祭（平成２９年３月)」を実施する。

また、コミュニティプラザを会場として「南千里丘夕涼み会（８月)」、「第３１回摂津市囲碁将棋大会（９月)」及び「王様 石亭ライブ（１０月)」を実施する。

（２）コミュニティプラザ運営事業

摂津市立コミュニティプラザの運営事業として、「ロビーコンサート(年４回)」、「南千里丘クリスマスバル(１２月)」や「料理講座(年２回)」等、各種市民団体とも協働して南千里丘周辺地域への愛着と賑わいを創造する事業を実施する。

（３）摂津音楽祭開催事業　摂津市市制施行５０周年記念特別コンサートの開催業務を行う。

（４）葬儀会館等運営事業　摂津市立葬儀会館及び摂津市斎場の運営事業。

平成28年度 一般財団法人摂津市施設管理公社 収支予算書

自　平成２８年　４月　１日
至　平成２９年　３月３１日

（単位：千円）

科目		本年度予算額	前年度予算額	増減	備考
大科目	中科目				
Ⅰ．事業活動収支の部					
ｉ．事業活動収入					
１．基本財産運用収入		25	25	0	
	基本財産利息収入	25	25	0	
２．事業収入		412,440	363,009	49,431	
	市民文化ホール等管理事業収入	145,466	150,805	△ 5,339	
	コミュニティプラザ管理事業収入	116,233	114,485	1,748	
	南千里丘別館管理事業収入	9,172	8,397	775	
	別府ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ管理事業収入	56,763	0	56,763	
	摂津音楽祭開催事業収入	2,106	6,622	△ 4,516	
	葬儀会館等管理事業収入	82,700	82,700	0	
３．雑収入		3	3	0	
	受取利息収入	2	2	0	
	雑収入	1	1	0	
事業活動収入計		412,468	363,037	49,431	

（単位：千円）

科目			本年度予算額	前年度予算額	増減	備考
大科目	中科目	小科目				
ⅱ．事業活動支出						
1．事業費支出			399,061	351,483	47,578	
	市民文化ホール等管理事業費支出		140,508	145,740	△ 5,232	
	コミュニティプラザ管理事業費支出		112,681	111,000	1,681	
	南千里丘別館管理事業費支出		8,972	8,210	762	
	別府ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ管理事業費支出		54,709	0	54,709	
	摂津音楽祭開催事業費支出		2,025	6,367	△ 4,342	
	葬儀会館等管理事業費支出		80,166	80,166	0	
2．管理費支出			21,226	15,053	6,173	
	総務管理費支出		21,226	15,053	6,173	
事業活動支出計			420,287	366,536	53,751	
事業活動収支差額			△ 7,819	△ 3,499	△ 4,320	
当期収支差額			△ 7,819	△ 3,499	△ 4,320	
前期繰越収支差額			7,819	3,499	4,320	
次期繰越収支差額			0	0	0	